行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

		所管課名	私学•高等教育課	整理番号	4-3
処分の種類	各種学校の閉鎖命令				
根拠法令条例 等·条項	学校教育法第134条第2項				
処分の概要	各種学校が、法令の規定に違反したとき、法令の規定により監督庁のなした命令に違反したとき、6カ月以上授業を行わなかったときに、当該学校の閉鎖を命ずること。				
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定(法令等の規定において言い尽くされているため) 【参考】学校教育法第134条第2項 [各種学校】 第百三十四条 ② 第四条第一項、第五条から第七条まで、第九条から第十一条まで、第十三条、第十四条及び第四十二条から第四十四条までの規定は、各種学校に準用する。この場合において、第四条第一項中「次の各号に掲げる学校の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者」とあるのは「市町村の設置する各種学校にあつては都道府県の教育委員会、私立の各種学校にあつては都道府県知事」と、第十条中「大学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣に、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知事に」とあるのは「市町村の設置する各種学校又は私立の各種学校」と、「同項各号に定める者」とあるのは「市町村の設置する各種学校又は私立の各種学校」と、「同項各号に定める者」とあるのは「市町村の設置する各種学校又は都道府県知事」と、同条第二号中「その者」とあるのは「当該都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、第十四条中「大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校については都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校については都道府県知事」とあるのは「市町村の設置する各種学校については都道府県知事」と読み替えるものとする。				
基準の制定根拠	_				